

許可申請が免除される技術提供(役務取引)

すべての役務取引が経済産業大臣への許可申請の対象ではなく、公知の技術の提供や特許出願のための技術の提供等、以下の技術提供は原則として許可申請が免除されています。

1. ODA (Official Development Assistance; 政府開発援助) 等の無償の経済協力等に関する二国間協定に基づく取引
2. 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引で、以下のいずれかに該当するもの
 - ①新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
 - ②学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等、不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
 - ③工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
 - ④ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
 - ⑤学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引
3. 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引
ここでいう「基礎科学分野の研究活動」とは、「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的または実験的な方法により行うものであり、特定の製品の設計または製造を目的としないもの」をいいます。産学連携に係る共同研究などでは、研究が特定の製品への応用を目的としているケースもあり、この例外に該当しない場合があることに注意してください。
4. 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要最低限の技術を提供する取引
5. 貨物の輸出に付随して提供される使用に係わる技術であって必要最低限のもの取引
6. プログラムの提供に付随して提供される使用に係わる技術であって必要最低限なもの取引
7. 市販のプログラムに関する取引 等

[出典] 経済産業省貿易管理部「安全保障貿易に係わる機微技術管理ガイダンス(大学研究機関用)」2008年1月